

引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。川場村の平成28年度決算における充当状況は次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 63,119 円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 988,869 円

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	村債	その他	地方消費税交付金	その他
社会福祉	社会福祉事業	135,000	79,236		10,616	5,414	39,734
	老人福祉事業	155,521	8,865		10,000	16,387	120,269
	児童福祉事業	491,525	282,928		24,996	22,017	161,584
社会保険	国民健康保険事業	26,336	25,213			135	988
	介護保険事業	58,714	344			7,000	51,370
	後期高齢者医療保険事業	52,173	16,956			4,223	30,994
保健衛生	保健衛生事業	69,600	3,301		57	7,944	58,298
合 計		988,869	416,843		45,669	63,119	463,238

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業の一般財源の比率に応じて按分して充当しています。